

高齢者虐待防止のための指針

株式会社UNION SQUARE

リハビリケア陵南リハビリデイサービス

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。当社では、ご利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全てのスタッフは本指針に従い、業務にあたることとします。

2. 高齢者虐待防止委員会その他拠点内の組織に関する事項

当社では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を拠点ごとに設置します。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 高齢者虐待防止委員会の構成委員

- 管理者
- その他スタッフ全員

(参加できないものは、事前に意見を伝えた上で、議事録を確認する)

(3) 高齢者虐待防止委員会の開催

- 委員会は、年2回以上開催します。
- 虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

(4) 高齢者虐待防止委員会の役割

- 1 指針やマニュアル等の共有及び読み合わせ
- 2 虐待防止に関するスタッフ研修の実施状況の確認
- 3 拠点内の虐待防止策の実施状況や課題整理ならびに対策に関する検討

- 4 ケアが難しい利用者に対するケア方法の検討や外部機関への相談に関する検討
- 5 ご家族等による虐待懸念事案についての情報共有や外部機関への相談に関する検討
- 6 虐待が疑わしい事案を発見した場合の通報手段に関する共有

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理者とします。

3. 高齢者虐待防止のためのスタッフ研修に関する基本方針

スタッフに対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- 1 定期的な研修の実施（年2回）
- 2 新任スタッフへの研修の実施
- 3 その他必要な教育・研修の実施
- 4 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1 虐待等が発生した場合は、リスク管理室長の指示のもと、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者がスタッフであった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2 緊急性の高い事案の場合は、管理者主導のもと、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- 1 利用者、利用者家族、スタッフ等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、管理者とします。
- 2 事業所内で虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- 3 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、管理者は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止策を拠点内で実施し、早期発見に努めるよう促します。

4 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかにリスク管理室と 連携の上、事実関係を確認し、必要に応じて関係機関に通報します。

5 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

6 虐待等に係る苦情解決方法

- 1 虐待等の苦情相談については、管理者が一元的に管理します。
- 2 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- 3 対応の結果は相談者にも報告します。

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- 1 事業所内の見やすい場所への掲示または備え付け
- 2 利用者または家族等からの求めに応じた書面の交付または説明
- 3 事業所のホームページへの掲載（ホームページを有する場合）

また、利用者や家族からの問い合わせがあった場合は、職員が内容について適切に説明を行うものとする。

8 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

以上

附則

本指針は令和8年4月1日より施行する。

第3版令和8年3月11日改訂